



住民自治条例制定ニュース

発行：北本市役所 秘書政策室
〒364-8633 北本市本町1-111
TEL 048-591-1111(代)FAX048-592-5997
URL <http://www.city.kitamoto.saitama.jp>

第16号
発行日 平成19年7月5日

条例制定の意義を確認しました

北本市住民自治条例制定研究懇話会第8回会議を、平成19年6月23日(土)午後1時30分から、文化センター第1研修室で開催いたしました。

今回の懇話会は、立正大学の山口道昭教授をお迎えし、これまでに3つのグループに分かれて検討してきた前文案に対するコメントや、今後、具体的な条文を作成していくにあたってのポイント等のアドバイスをいただきました。

会議はまず、総則研究グループが3つのグループ案を整理して作成した前文案を発表し、その後に意見交換を行いました。委員からは多くの意見が出ましたが、この前文案を仮置きとし、この案を共通の理念とし、そのもとに個別の条文の作成に入っていくこととしました。また、条文の検討の中で前文案に戻り随時前文案を修正していくことも確認しました。

前文案の発表

総則研究グループがまとめた前文案を発表。その案について意見交換を行いました。



<総則研究グループの前文案に対する考え方>

- ・なるべくわかりやすい文章でなるべく短くまとめることを心がけた
- ・4者の協働として市職員をあえて入れた
- ・この案でいいというものではない。「行政運営から行政経営」という表現もわかりづらいかもしれない
- ・基本理念についてもまだ整理されていないので、今後文章を整理していく必要がある。仮置きの前文として次の作業に入っていければと思う

<前文案に対する意見>

- ・大宮台地に位置する北本市は決して恵まれた環境にあったわけではない。先人たちが苦勞して美しい自然を守ってきた
- ・北本市の特殊な状況や問題が記載されていないのではないかと
- ・文章の整理がもう少し必要
- ・500字くらいの簡潔な文章が良い



住民自治条例制定研究懇話会第8回会議次第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

(1)前文の検討

(2)条例素案作成のポイント

4 そ の 他

5 閉 会



仮置きとした前文案

北本市は、埼玉県のほぼ中央に位置し、縄文時代に先人が居を構え、大宮台地に位置する恵まれた環境のもと、緑豊かな自然をはぐくみ、長い歴史のときを刻んで、今日に至っています。

新しい世紀を向かえ、地方自治の在りようは変わり、これまでの中央集権型の行政運営から、地方分権型の行政経営へと移行されました。また、近年の地方行政を取り巻く情勢は、少子高齢化、高度情報化社会、環境問題への対応、国と地方の財政構造の再編等、大きな転換期を迎えています。今後、地方公共団体は、時代の変化に対応した地域社会の創造が求められています。

そのため、市民、市議会、市長及び市職員それぞれの責務を明らかにし、情報を共有しながら、市民と行政の協働による個性豊かな、自立した北本市を構築するとともに、すべての市民一人ひとりが個人として尊重され、住みやすさと幸せを感じて生活できる、「緑にかこまれた健康な文化都市」を北本市の将来都市像とし、次世代に引き継いで行くことが必要です。即ち、これからのまちづくりは、私たち市民が主役となり、市民から信託を受けた市長及び市議会と協力して、諸課題を解決していかなければなりません。

私たちは、これら北本市における自治の基本理念のもとに、自治のさらなる進展を図るべく、ここに「北本市自治基本条例」を制定します。

条例素案作成のポイント！

- ・前文案の中から項目出しをして条文の作成に進めばよいと思う
- ・最初から100%のものを作るのは無理なので、80%で合意して次へ行き、精度が上がってきたら元へ戻っていくような進め方で100%に近づいていけばいいと思う
- ・条例に位置付けすべき項目を分科会を出して全体会でどのような規定にするのかを確認する方法で進めてはどうか
- ・条文の検討段階で前文の文章も変わる
- ・個別の条文と前文は連動している

<山口先生からのアドバイス>

- ・義務規定とする場合は「何々しなければならない」とし、罰則規定を設けることもある。自治基本条例の場合、別の条例で定めることも考えられる
- ・努力義務とする場合、「何々するよう努めなければならない」とし、罰則は設けなくてもチェックをする必要がある。その場合、自治推進委員会等を設置し、進行管理を行うことも考えられる
- ・情報公開などについては、既に条例があるので自治基本条例で頭出しをし、具体的に体系化していく必要がある

次回第9回住民自治条例制定研究懇話会は
平成19年7月14日(土)午後3時から
北本市文化センター第3会議室・第2研修室で開催いたします。
会議は公開で行います。傍聴も随時受け付けています。

秘書政策室

